

当すると認められるときは、法務省の人権擁護機関による削除要請について明文で規定した「プロバイダ責任制限法名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」を活用するなどして、当該情報の削除をプロバイダ等に求めている。

- ・みんなの人権110番 (0570-003-110)
(<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html>)
- ・インターネット人権相談受付窓口
(24時間受付)
(<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>)

○ メディア上での人権侵害に関する相談 【相談先整理番号30】

テレビ、ラジオにおける人権侵害に対しての申立は、放送倫理・番組向上機構（BPO）が応じている。

雑誌における人権侵害に対しての申立は、一般社団法人日本雑誌協会「雑誌人権ボックス」が応じている。

- ・放送倫理・番組向上機構（BPO）放送人権委員会 (<http://www.bpo.gr.jp/>)
連絡先：TEL：03-5212-7333
FAX：03-5212-7330
- ・一般社団法人日本雑誌協会「雑誌人権ボックス」(http://www.j-magazine.or.jp/opinion_001.html)
FAX：03-3291-1220

第3節 心身の問題

犯罪被害者等は、当該犯罪等そのものから直接に心身に被害を負う場合のみならず、その後、適切な治療等を受けられなかった、又は周囲の配慮に欠ける対応等から、症状を悪化させたり、二次的な被害としての精神的苦

痛を負う場合が少なくない。

ここでは、犯罪被害者等の心身の問題解決に資するものとして、主な相談先を紹介する。

1 医療機関に関する情報

○ 診療科目、提供する医療の内容等に関する情報

【相談先整理番号31】

都道府県がインターネットなどで公表している医療情報ネット（医療法に基づく医療機能情報提供制度）から、医療機関の診療科目、医師や看護師数などの基本的な情報、提

供する医療の内容に関する情報、医療連携や医療安全に関する情報を入手できる（P52【施策番号36】参照）。

- ・医療情報ネット (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/teikyouseido/index.html)

2 保健サービス一般

○ 身体的・精神的な健康に関する不安・不調についての相談

【相談先整理番号32】

保健所（地域保健法に基づき都道府県、政令指定都市、中核市及び特別区等が設置）、

市町村保健センター（地域保健法に基づき市区町村が任意に設置）が相談に応じており、必要に応じて適切な医療機関の紹介を行っている。

また、緊急避妊の方法等を含む女性の健康